

特定商取引法 基礎講座 訪問販売の規制



特定商取引に関する法律とは、特定商取引を公正にし、購入者等の損害の防止と利益を保護し、あわせて商品の流通を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。本講座では、特商法の基礎知識の普及促進を図るため、訪問販売の規制の概要を解説します。

訪問販売	訪問販売とは？ 明示義務 再勧誘の禁止 書面の交付義務 禁止行為 クーリング・オフ 過量販売 損害賠償等の額の制限 契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し
雑則	適用除外 訪問販売協会 報告徴収 立入検査 指示 業務の停止 業務の禁止 主務大臣に対する申出及び都道府県知 事が処理する事務

講師

高芝法律事務所
弁護士 高芝 利仁氏



昭和24年高知県生まれ。昭和47年東京大学法学部卒業。昭和49年東京弁護士会登録。現在は高芝法律事務所。特定商取引法関係では、平成8年改正・平成11年改正・平成12年改正・平成14年改正・平成16年改正・平成20年改正・平成24年改正・平成28年改正・令和3年改正にあたり、産業構造審議会消費経済部会委員、特定商取引法専門調査会委員等を歴任。現在開催中のデジタル取引・特定商取引法等検討会においても委員に就任。

令和8年 9月29日(火)

時間 | 14:00～16:00 (120分)

方法 | オンライン形式 (Zoomウェビナー)

参加費 | 当会の会員・消費生活相談員・行政職員は無料
当会非加盟の事業者は1人6,000円 (税込)

申込QRコード



公益社団法人日本訪問販売協会

令和8年度「特定商取引法基礎講座～訪問販売の規制～」開催のご案内

平素より当会の活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、特定商取引に関する法律（以下「特商法」）は、特定商取引を公正にし、購入者等の損害の防止と利益を保護し、あわせて商品の流通等を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。具体的には、訪問販売や通信販売、連鎖販売取引などの7つの取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフや契約の取消権などの民事ルール、罰則などを定めています。

この度当会では、特商法の基礎知識の普及促進を図るため、関係事業者及び消費生活センターの相談員、行政職員の皆様を対象に特定商取引法基礎講座を開催いたします。

今回は訪問販売の規制がテーマとなります。下記をご確認の上どうぞご参加ください。

記

日 時：令和8年9月29日（火）14時00分～16時00分

テ ー マ：特定商取引法における訪問販売の規制について

開催方法：オンライン（Zoomウェビナー）

参 加 費：当会の会員、センター相談員、行政職員・・・無料

当会に加盟していない事業者等・・・・・・6,000円（税込・お一人様）

※日本訪問販売協会の正会員及び賛助会員、消費生活センターに所属する相談員、行政職員の方は無料です。

定 員：なし

申込方法：9月17日（木）までに申込用紙（別紙）をFAX又はWEBフォームよりお申込みください。

受講方法：参加者には、9月25日（金）にZoom及び資料のURLをご連絡します。万一、URLが届かない場合は事務局までお電話ください。

注意事項：①使用PCのスペックやネットワーク環境により通信が不安定な場合等は、当方に対応いたしかねますので、あらかじめご理解ください。

②ご登録のメールアドレスで当協会からのメール（@jdsa.or.jp）を受信できるように設定しておいてください。

③講座の録画・録音・撮影、配布資料の2次利用、SNSへの投稿は固くお断りいたします。

④参加費を頂いている場合、URLご連絡後の返金はいたしかねますのでご了承ください。

⑤受講キャンセルや過誤納等でご返金が発生する場合、振込手数料はご負担いただきますのでご注意ください。

ご連絡先：（公社）日本訪問販売協会 事務局 担当：加藤・小田井

〒160-0004 東京都新宿区四谷4丁目1番地 細井ビル7F

【TEL】03-3357-6531 【FAX】03-3357-6585

【WEB フォーム】<https://jdsa.or.jp/0929form/>



【講師紹介】弁護士 高芝 利仁（たかしば としひと）氏

昭和24年高知県生まれ。昭和47年東京大学法学部卒業。昭和49年東京弁護士会登録。現在は高芝法律事務所。特定商取引法関係では、平成8年改正・平成11年改正・平成12年改正・平成14年改正・平成16年改正・平成20年改正・平成24年改正・平成28年改正・令和3年改正にあたり、産業構造審議会消費経済部会委員、特定商取引法専門調査会委員等を歴任。現在開催中のデジタル取引・特定商取引法等検討会でも委員に就任。



令和8年度「特定商取引法基礎講座～訪問販売の規制～」申込用紙

<申込担当者>

貴社名 貴団体名 貴センター名	※該当する項目に☑ □訪販協の正会員又は賛助会員 □訪販協に加盟していない事業者又は団体 □消費生活センターの相談員又は行政職員		
御名前		部署等	
御住所	郵便番号： -----		
電話番号		E-mail	

※申込担当者の方が講座に参加される場合は、お手数ですが、以下の<受講者>にも御名前をご記入ください。

<受講者> ご登録のメールアドレスで当協会からのメール (@jdsa.or.jp) を受信できるように設定しておいてください。

受講者① 御名前		E-mail	
受講者② 御名前		E-mail	
受講者③ 御名前		E-mail	
受講者④ 御名前		E-mail	
受講者⑤ 御名前		E-mail	
受講者⑥ 御名前		E-mail	
受講者⑦ 御名前		E-mail	
受講者⑧ 御名前		E-mail	
受講者⑨ 御名前		E-mail	
受講者⑩ 御名前		E-mail	

<お申込み先>

(公社) 日本訪問販売協会 事務局 担当：加藤・小田井 〒160-0004 東京都新宿区四谷4丁目1番地 細井ビル 7F 【TEL】 03-3357-6531 【FAX】 03-3357-6585 【WEB フォーム】 https://jdsa.or.jp/0929form/	
--	--

※本紙をFAX又はWEBフォームよりお申込みください。ご記入の個人情報は本講座の受付・連絡・運営に使用いたします。10名を超えるお申込みの場合は本紙を複写してご利用ください。